

13. その他の福祉

(1) 災害救助

① 災害救助法にもとづく救助

災害で広範囲におよび救助を必要とする者が多数ある場合には、法律の適用を受けて救助が行われる。

② 災害弔慰金の支給および災害援護資金の貸付けに関する法律による救済

自然災害により死亡した者があるときは、その遺族に対して災害弔慰金を支給し、又、自然災害により世帯主が1ヶ月以上の負傷を負った場合、住宅が全壊、又は半壊した場合等には、その生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付けをする。

③ 小災害罹災者に対する見舞金及び見舞品の支給

火災または洪水等で、災害救助法並びに災害弔慰金の支給および災害援護資金の貸付けに関する条例の適用を受けることができない災害の場合には、その災害の程度により罹災者の自立更直を助けるため見舞金・見舞品を支給している。

○ 見舞金・見舞品支給基準

区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯
見 舞 金	全壊・全焼 全流失等	30,000円	40,000円	50,000円	60,000円	70,000円	5人世帯の金額に 1人増すごとに 10,000円を加える
	半壊・半焼 半流失等	20,000円	25,000円	30,000円	35,000円	40,000円	5人世帯の金額に 1人増すごとに 5,000円を加える
見 舞 品 (全壊・全焼) (全流失のみ)	毛 布	1枚	2枚	3枚	4枚	5枚	5人世帯の枚数に 1人増すごとに1枚 加える
	洗面セット	1箱	1箱	2箱	2箱	3箱	3箱

○ 罹災状況

(単位：世帯数)

種 類 \ 年 度	15 年 度	16 年 度	17 年 度	18 年 度	19 年 度
全壊・全焼・全流失	8	22	24	22	11
半壊・半焼・半流失	1	26	4	0	0

(2) 戦傷病者及び戦没者の遺家族等の援護

① 戦没者（軍人・軍属・準軍属）の遺族援護

ア 恩給法…普通恩給（加算関係）・傷病恩給・扶助料

イ 援護法…弔慰金・遺族年金・給与金・傷病年金

ウ 特別法…戦没者の妻に対する特別給付金・戦傷病者の妻に対する特別給付金・戦没者の父母に対する特別給付金・特別弔慰金等の受給関係の受付事務

② 戦没者慰霊祭への補助等

市単独事業として遺族会、戦没者の慰霊祭等への補助金の交付、その他の援助を行っている。

・援助、給付事務等の処理状況 (単位：件)

区 別 \ 年 度		15	16	17	18	19
特 別 弔 慰 金		0	0	1,777	284	269
特別給付金（戦没者の妻）		256	8	4	7	3
" （戦傷者の妻）		0	0	0	59	5
" （戦没者の父母）		0	0	0	0	0
特別給付金	国債貸付	0	2	0	0	0
	" 買上	0	0	0	0	2
特別弔慰金	国債貸付	0	0	0	2	0
	" 買上	0	0	0	13	2
戦 傷 病 者 乗 車 券 引 換 証		35	29	22	29	22

14. 民生委員・児童委員

民生委員法（昭和23年法律第198号）

児童福祉法（昭和22年法律第164号）

(1) 制度のあゆみ

民生委員・児童委員制度は、我が国特有の制度であり、我が国の社会福祉事業の歴史の中で、極めて重要な役割を果たしてきました。

- | |
|--|
| ① 岡山県で「済生顧問制度」が創設された。（大正6年） |
| ② 大阪府で「方面委員制度」が創設された。（大正7年） |
| ③ 佐賀県で「方面委員制度」が創設された。（大正13年）
佐賀県社会事業協会が設置主体となり「佐賀県方面委員制度」が創設された。 |
| ④ 全国で「方面委員制度」が創設された。（昭和3年頃）
済生顧問と方面委員の両制度を基に、各都道府県に方面委員制度が置かれた。 |
| ⑤ 方面委員令が公布され、法令に基づく制度が確立した。（昭和11年）
方面委員令が公布され、国の法令に基礎を置く制度が確立し、今日の民生委員制度の原型ができた。 |
| ⑥ 方面委員から民生委員に名称が変更された。（昭和21年）
民生委員令の制定に伴い、名称が方面委員から民生委員に変更され、職務内容も貧困者の指導援助だけでなく、児童・母子・老人等、広く地域住民を対象にすることになった。 |
| ⑦ 児童福祉法の制定（昭和22. 12. 12）
児童福祉法が制定され、民生委員は児童委員に充てられることになった。 |
| ⑧ 民生委員法の制定（昭和23. 7. 29）
民生委員制度をより適正に組織づけるため、民生委員法が制定された。 |
| ⑨ 主任児童委員制度が創設された。（平成6. 1. 1）
児童を取り巻く社会環境の変化に対応するため、児童福祉に関する事項を専門に担当する民生児童委員として「主任児童委員制度」が発足した。 |

(2) 任務・定数・任期・身分

① 任務（民生委員法第1条）

民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする。

② 定数（民生委員法第4条）

民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準に従い、県知事が、市町村の区域ごとに、その区域の市町村長の意見を聞いて定める。

③ 任期（民生委員法第10条）

民生委員（児童委員）の任期は3年（補欠委員の任期は、前任者の残任期間）とする。

④ 身分（地方公務員法第3条第3項第2号）

民生委員の身分は、「法令により設けられた委員の職で非常勤のもの（地方公務員法第3条第3項第2号）」にあたり、特別職の地方公務員に該当すると解されている。特別職の地方公務員といっても、地方公務員法の適用はなく、民間奉仕者としての特色ある活動は制限されない。

(3) 職務内容

① 民生委員の職務内容（民生委員法第14条）

住民の生活状態を必要に応じ、適切に把握しておくこと。
援助を必要とするものがその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること。
援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
社会福祉を目的とする事業を営む者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
上記の他、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行う。

② 児童委員の職務内容（児童福祉法第17条）

児童や妊産婦につき、常に、その生活、環境の状況を適切に把握し、その保護、保健、その他福祉に関し援助、指導する。
児童福祉司や福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力する。

③ 主任児童委員の職務内容（主任児童委員設置運営要綱）

児童委員が、担当地区の児童や妊産婦等に対して行う調査・指導等の活動に対し必要な援助・協力を行うこと。特に、次の事項は、児童委員の活動に積極的に援助・協力することが望ましい。
保護者から置き去りにされた児童、虐待されている児童等の発見や実情把握。
各種の福祉施設の紹介、斡旋
児童相談所等からの調査委嘱、指導の委託に基づく調査・指導、その他関係機関に対する協力事項。
児童福祉施設入所中の児童と保護者との間の連絡調整。
児童福祉施設を退所した児童とその保護者の事後指導。
個別世帯に対する指導援助等が必要な事例を発見したときは、速やかに、その世帯が生活する区域担当の民生委員・児童委員に連絡し、必要な指導援助を要請する。 (自らは、個別世帯の指導援助等は、行わないことを原則とする。)

(4) 民生委員・児童委員の定数（平成19年12月1日現在）

民生児童委員数（単位：人）	535 [54]
---------------	----------

[] は、主任児童委員数（民生児童委員数に含む。）

(5) 地区協議会別委員数

平成20年4月1日現在

地区名	定数	内 訳		地区名	定数	内 訳	
		男	女			男	女
勸興	(2) 15	6	9	久保泉	(2) 10	3	7
循誘	(2) 25	13	12	蓮池	(2) 7	4	3
日新	(2) 24	8	16	新栄	(2) 15	6	9
赤松	(2) 18	3	15	若楠	(2) 20	4	16
神野	(2) 25	4	21	開成	(2) 18	4	14
西与賀	(2) 14	7	7	諸富	(2) 25	15	10
嘉瀬	(2) 11	5	6	大和	(3) 51	19	32
巨勢	(2) 11	9	2	富士	(2) 27	17	10
兵庫	(2) 19	9	10	三瀬	(2) 10	7	3
高木瀬	(2) 29	10	19	川副	(3) 47	31	16
北川副	(2) 25	14	11	東与賀	(2) 20	9	11
本庄	(2) 22	14	8	久保田	(2) 18	11	7
鍋島	(2) 19	11	8				
金立	(2) 10	7	3	合計	(54) 535	250	285

() は、主任児童委員数（民生児童委員数に含む。）

(6) 経験年数調

3年未満	3～5年	6～9年	10～19年	20～29年	30年以上
238	140	110	41	6	0

(7) 活動状況

民生委員定数（主任児童委員を含む） 535人

項 目			年間取扱件数	年間1人あたりの取扱件数
相 談 ・ 支 援 件 数	（ 内 容 別 ）	在宅福祉 (1)	3,034	5.7
		介護保険 (2)	799	1.5
		健康・保健医療 (3)	3,312	6.2
		子育て・母子保健 (4)	912	1.7
		子どもの地域生活 (5)	2,870	5.4
		子どもの教育・学校生活 (6)	1,703	3.2
		生活費 (7)	663	1.2
		年金・保険 (8)	261	0.5
		仕 事 (9)	300	0.5
		家族関係 (10)	830	1.6
		住 居 (11)	402	0.8
		生活環境 (12)	1,161	2.2
		日常的な支援 (13)	5,640	10.5
		その他 (14)	7,006	13.1
		計 (15)	28,893	54.0
	（ 分 野 別 ）	高齢者に関すること (16)	16,216	30.3
		障がい者に関すること (17)	1,246	2.3
		子どもに関すること (18)	6,322	11.8
		その他 (19)	5,109	9.5
		計 (20)	28,893	54.0
そ の 他 の 活 動 件 数	調査・実態把握 (1)	11,412	21.3	
	行事・事業・会議への参加・協力 (2)	15,607	29.2	
	地域福祉活動・自主活動 (3)	20,904	39.1	
	民児協運営・研修 (4)	11,569	21.6	
	証明事務 (5)	1,047	19.6	
	要保護児童の発見の通告・仲介 (6)	558	1.0	
回 訪 数	訪問・連絡活動 (7)	71,811	134.2	
	その他 (8)	37,437	70.0	
整 連 回 絡 数	委員相互 (9)	15,424	28.8	
	その他の関係機関 (10)	12,012	22.5	
活動日数 (11)			77,172	144.2

保
福
健
社

15. 生活保護

(1) 佐賀市の保護状況の推移 2 - 6

本市における生活保護の状況は、昭和55年の被保護世帯数1,124世帯、被保護人員2,191人、保護率13.4%をピークに微増減していましたが、昭和62年より減少傾向に転じ、平成8年度には764世帯、1,052人、保護率6.2%まで減少しました。しかし近年の厳しい経済・雇用情勢を背景として、生活保護の受給率は毎年度増加傾向となっています。

世帯類型別では、高齢化の影響により高齢者世帯が半数を占めています。このような状況の中で、当福祉事務所としては、保護の実施体制の整備充実、各種社会資源の活用及び関係諸機関との連携に努め、被保護世帯の適正な保護の確保と自立助長を図っております。

佐賀市における最近の保護傾向は、次表のとおりです。

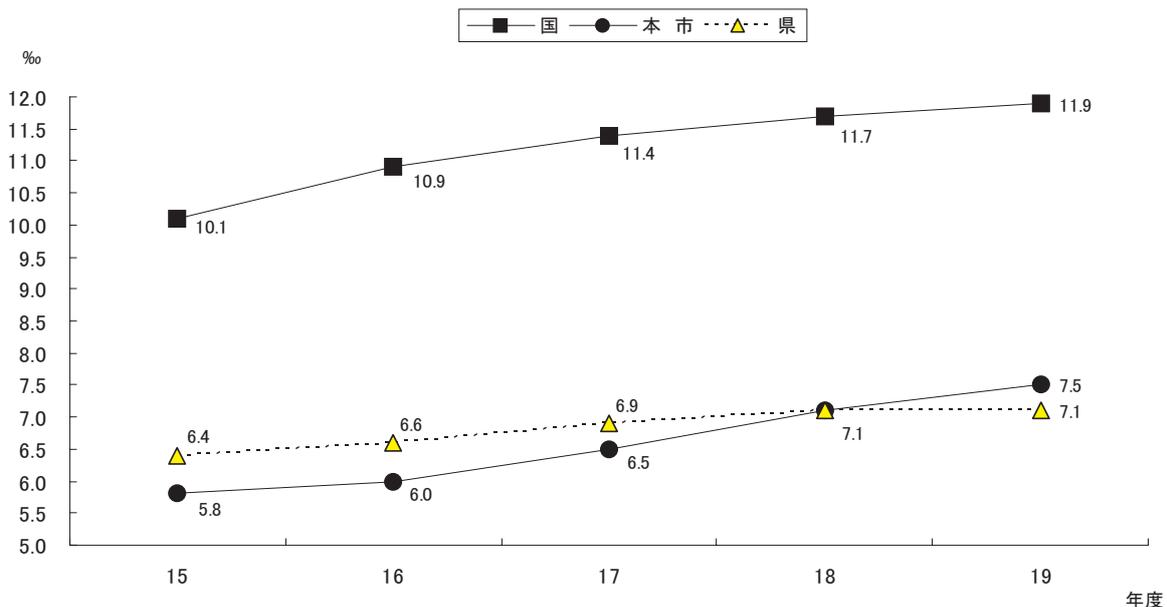
○ 被保護世帯・人員の推移

年度	被保護世帯	指 数	被保護者数	指 数	保護率 (%) (人口千対)		
					本 市	県	国
15	1,110	100	1,436	100	5.8	6.4	10.1
16	1,167	105	1,508	105	6.0	6.6	10.9
17	1,240	112	1,617	113	6.5	6.9	11.4
18	1,342	121	1,761	123	7.1	7.1	11.7
19	1,409	127	1,825	127	7.5	7.1	11.9

指 数 = 15年度 / 100

保護率 = $\frac{\text{被保護者数}}{\text{推計人口}} \times 1000$

(図1) 保護率の推移 (人口1,000人当たりの比率)



○ 扶助費の年度別比較

(人員) (年度別月平均)

年度 (月平均)	現に保護を受けた者		生活扶助		住宅扶助		教育扶助		介護扶助		医療扶助		出産扶助		生業扶助		葬祭扶助	
	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
15	1,110	1,436	947	1,253	780	1,030	37	71	157	163	992	1,195	0	0	0.6	0.6	0.5	0.5
16	1,167	1,508	987	1,307	839	1,102	42	83	165	172	1,041	1,262	0	0	0.6	0.8	0.8	0.8
17	1,240	1,617	1,053	1,404	891	1,182	51	87	186	193	1,100	1,332	0	0	19	22	0.2	0.2
18	1,342	1,761	1,147	1,538	959	1,290	61	102	213	220	1,175	1,431	0.1	0.1	21	24	2	2
19	1,409	1,825	1,261	1,660	1,029	1,384	58	98	244	251	1,306	1,643	0.1	0.2	15	17	2	2

(扶助費)

(単位：千円、%)

年度 種類	15		16		17		18		19	
	扶助費	構成比								
生活	792,570	29.4	798,793	27.7	833,562	27.2	890,608	26.8	940,742	27.7
住宅	198,285	7.3	220,309	7.6	240,226	7.9	263,310	7.9	288,609	8.5
教育	6,288	0.2	7,211	0.2	7,321	0.2	8,225	0.2	7,679	0.2
介護	49,767	1.8	48,669	1.7	63,166	2.1	68,424	2.1	81,756	2.4
医療	1,579,329	58.5	1,733,239	60.0	1,837,747	60.0	1,995,564	60.1	1,969,094	58.0
出産	0		0		0		120		193	
生業	475	0.1	374	0.1	5,549	0.2	5,804	0.3	4,976	0.3
葬祭	926		1,611		462		2,979		4,806	
施設事務費	73,040	2.7	76,764	2.7	73,023	2.4	87,693	2.6	98,183	2.9
計	2,700,680	100.0	2,886,970	100.0	3,061,056	100.0	3,322,727	100.0	3,396,038	100.0

○ 世帯類型別被保護世帯数 (20年4月分)

区分	世帯数	比率
高齢者世帯	747	51.8
母子世帯	55	3.8
障がい者世帯	179	12.4
傷病世帯	397	27.6
その他	63	4.4
計	1,441	100.0

○ 労働力類型別の保護世帯の状況

(20年4月分)

世帯類型		現に保護を受けた世帯 (月中)						計	構成比
		高齢者	母子	障害者	傷病	その他	医療扶助 単給 (再掲)		
労働力類型	常用勤労者	15	19	10	10	20	1	74	5.7
	日雇労働者	2		1	1	1		5	
	内職者							0	
	その他	4						4	
世帯員が働いている		3	2	4	20	8		37	2.6
働いているものがない		723	34	164	366	34	62	1,321	91.7
計		747	55	179	397	63	63	1,441	100.0

16. 人権・同和政策

(1) 同和地区の現況 2-9

(平成19年10月1日現在)

○地区数 5地区 ○世帯数 119世帯 ○人口 324人

(2) 同和行政推進機関

① 佐賀市同和対策推進委員会 (20名程度)

委員長 副市長

副委員長 保健福祉部長

委員 各部長、市長事務部局の副部長、各支所長、委員長が指名する職員

幹事 職員のうちから委員長が任命

② 佐賀市部落差別撤廃・人権擁護審議会

会長 1名

副会長 1名

委員 13名

学識経験者 各種団体代表ほか

(3) 関係運動団体

部落解放同盟佐賀支部、佐賀田代支部、大和支部、久保田支部

全日本同和会佐賀支部

(4) 隣保館

① 隣保館の設置目的

地域におけるコミュニティセンターとして、地域住民に対して生活上の各種相談事業をはじめ社会福祉、保健衛生等に関する事業を行い、もって地域住民の社会的、経済的、文化的生活の向上を図ることを目的とする。

② 名称 佐賀市隣保館

着工 昭和61年10月24日

完成 昭和62年3月16日

開館 昭和62年4月1日

所在地 佐賀市多布施三丁目16番10号

構造 鉄骨2階建

建物 延床面積340平方メートル

内容 1階 事務室 調理実習室 児童研修室

2階 保健相談室 和室(教養娯楽室) 大会議室

③ 隣保館の組織及び職員構成

ア 組織

保健福祉部 ―― 人権・同和政策課 ―― 隣保館

イ 職員構成

館長 (職員) 1名

指導員 (嘱託) 2名

事務員 (嘱託) 1名

生活相談員 (嘱託) 1名

④ 事業

○ 各種相談事業

ア 生活相談

地域住民の生活上の悩みごとについての相談を受け、生活向上の適切な助言と指導を行い、日常生活の安定と向上を図る。

イ 健康相談

地域住民の健康の維持、増進を図るため、医師、保健師、栄養士等による、成人、妊産婦、乳幼児の健康相談、精神衛生等保健指導に努める。

ウ 福祉相談

生活困窮者、身体障がい者、老人、母子、父子家庭の生活向上と安定のため各関係課と十分に連携をとりあって指導助言を行う。

エ その他の相談

青少年健全育成、教育問題、住宅問題、人権、職業等にかかわる相談を受け、関係機関と十分に連携をとりあって指導助言を行い、地域住民の生活の向上を図る。

○ 啓発活動

ア 憲法の理念である人権尊重の立場から、人権擁護思想の普及及び高揚に努める。

イ 学習会、各種教室の開催

成人解放学習会 識字学級 書道教室 生け花教室 フォークダンス教室 茶道教室 謡曲教室

○ 広報事業

「隣保館だより」を発行し、人権・同和問題や人権標語等を掲載し、市民の人権意識の高揚及び啓発に努める。

⑤ 隣保館運営審議会

委員 10名

各種団体代表ほか

年2回開催予定

任務 隣保館に関する重要事項の調査審議

(5) 人権・同和教育及び啓発 2 - 9

① 人権・同和教育推進の体制づくり

人権啓発推進員の養成を図り、職場や地域における人権教育・啓発の推進を図る。

・人権啓発推進員の養成

各種委員、市職員、社会同和教育指導員、社会教育関係団体役員等の計画的な研修会を実施し、地域リーダーや人権啓発推進員の養成を図る。

② 相談・啓発活動の推進

人権・同和教育問題に対する正しい認識と理解をいっそう深めるため、人権問題に関する相談体制の充実を図るとともに、情報提供を行い、教育・啓発のあり方に関する調査・研究を進めながら啓発活動を展開していく。

・教育・啓発に係る調査・研究

各種研修会参加者等へのアンケート調査を行い、人権・同和教育問題を自分自身の問題として共感できる教育・啓発のあり方に関する調査・研究の推進を図る。

・広報誌等による啓発

市報に、人権・同和教育問題特集記事を年2回、身近な人権問題を題材にした人権コラムを毎月(年12回)掲載し、啓発を図る。

・人権・同和教育問題研修会等の開催

人権・同和教育学級、同和教育講演会等を開催し、啓発活動の推進を図る。

③ 社会人権・同和教育の推進

人権・同和教育問題について、広く市民の認識と理解を深めてもらうため、社会人を対象にした人権・同和教育を進めるとともに、企業等が人権・同和教育研修に積極的に取り組めるよう、適切な指導・助言を行うことによって、すべての市民の人権が尊重され、共に支えあい、共に生きる「共生社会の実現」を目指す。

・社会人権・同和教育推進体制の充実

各社会人権・同和教育推進協議会及び社会教育関係団体等の自主的な研修体制への指導・援助により、推進体制の充実を図る。

・人権・同和教育指導者・人権啓発推進員の育成

社会人権・同和教育指導者養成研修や、人権・同和教育学級等を実施し、人権・同和教育指導者の資質の向上、地域リーダーや人権啓発推進員の育成を図る。

・人権・同和教育機会の拡充

地域や企業等に対する講師の紹介・派遣、研修教材の提供等を行い、自主的な研修会や社内研修に対する支援を行う。

・人権・同和教育諸機関との協力

関係団体との定期的研究会や合同研修会を実施し、人権・同和教育諸機関との協力体制を強固なものとし、社会人権・同和教育の推進及び組織体制の充実を図る。

- ・新たな人権課題への取組

国際化や高度情報化、少子高齢化等の社会の急激な変化に伴い、今後新たに生じる人権課題についても状況に応じた取り組みを行う。

- ・教育集会所等の機能充実

対象地域住民の生活の改善・安定と、福祉の向上を図るため、相談事業の充実・強化等、必要な施策を展開するとともに、地域のコミュニティセンターとして、同和教育集会所の機能の充実を図る。

17. 国民健康保険 2 - 4

(1) 国民健康保険事業のあゆみ

昭和20年7月	佐賀国民健康保険組合（任意設立・任意加入制）
” 24年1月	市公営（任意実施・強制加入制）
” 32年4月	市全域国保実施事業内容完全統一（5割給付）
” 36年10月	世帯主の結核・精神病の7割給付
” 38年10月	世帯主の7割給付実施
” 42年1月	世帯員の7割給付実施
” 47年4月	賦課事務を電算に委託
” 48年1月	老人医療費支給制度実施、70歳以上医療費無料化
” 49年4月	高額療養費制度を任意給付として実施（個人負担限度額 30,000円）
” 53年4月	高額療養費委任払方式の実施
” 58年2月	老人保健法施行
” 59年10月	退職者医療制度の創設
平成5年3月	改正国民健康保険法 国保財政安定化支援事業の制度化、保険基盤安定制度の国庫負担の定額化
” 6年6月	改正国民健康保険法 付添看護・介護の解消、訪問看護療養費、入院時食事療養費、出産育児一時金の創設、移送費の給付見直し、保健事業の推進、住所地主義特例の創設
” 7年4月	改正国民健康保険法 高額医療費共同事業の法定化、住所地主義の特例の拡大、国保税軽減制度の拡充、老人医療費拠出金算定の見直し
” 9年9月	国民健康保険条例準則の一部改正 外来の薬剤に係る一部負担の制度化
” 10年6月	改正国民健康保険法 老人医療費拠出金の負担及び算定の見直し、市町村国民健康保険の事務費負担金の一般財源化
” 11年7月	老人医療受給者に関する薬剤一部負担軽減特例措置
” 12年4月	介護保険制度施行 改正国民健康保険法 滞納者対策の強化（被保険者証の返還及び被保険者資格証明書の交付義務化、保険給付の支払の一時差し止めの義務化等）、住所地特例の見直し、介護納付金分保険料の賦課
” 13年6月	健康保険法等一部改正

- 高額療養費自己負担額の引き上げ、入院時食事療養費にかかる標準負担額の引き上げ、老人一部負担金の原則定率1割負担の導入、老人保健制度に高額医療支給制度の創設
- 平成14年10月 健康保険法等一部改正
- 一部負担金の見直し（3歳未満：2割、3歳以上69歳以下：3割、70歳以上：1割または2割）老人医療受給対象年齢の引き上げ（5年間で70歳から75歳に段階的に引き上げ）
- ” 15年4月 一部負担金の見直し（退職被保険者等：3割）
 保険者支援制度の創設
 高額医療費共同事業の拡充・制度化
 保険税の所得割算定方法の見直し
- ” 16年4月 国民健康保険税の税率・税額改定
- ” 17年10月 佐賀市・諸富町・大和町・富士町・三瀬村が合併し、新佐賀市となる
 市町村合併に伴う国民健康保険条例の制定
- ” 18年10月 健康保険法等一部改正
- 高額療養費自己負担額の引き上げ、人工透析を要する70歳未満上位所得者の自己負担限度額の引き上げ、一部負担金の見直し（70歳以上現役並み所得者：3割）、70歳以上の高齢者に係る入院時生活療養費の創設、保険財政共同安定化事業の創設
- ” 19年4月 出産育児一時金の支給額の引き上げ、出産育児一時金受取代理制度の導入
 健康保険法等一部改正
 70歳未満の入院に係る高額療養費の現物給付化
- ” 20年4月 健康保険法等一部改正
- 70歳～74歳の高齢者の患者負担の見直し（1割→2割）
 乳幼児の患者負担軽減（2割）措置の拡大（3歳未満→義務教育就学前）
 老人保健法を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正
 保険者に対する一定の予防健診等の義務付け
 後期高齢者（75歳以上）を対象とした後期高齢者医療制度の創設
 前期高齢者（65歳～74歳）の医療費に係る財政調整制度の創設

(2) 加入状況（一般・退職・老人）

（単位：世帯、人、％）

年 度	世 帯			人 口			家 族 構 成	
	全市[A]	国保[B]	加 入 率	全市[C]	国保[D]	加 入 率	全 市 [C/A]	国 保 [D/B]
19	[90,267] 90,564	[43,571] 43,745	[48.27] 48.30	[236,711] 238,325	[83,973] 84,902	[35.47] 35.62	[2.62] 2.63	[1.93] 1.94

（注）年度年間平均（4月～3月）の数 []内の数値は3月31日現在の数

(3) 保険給付の状況

○ 療養諸費の状況（一般+退職）

（単位：件、円）

年度	種 別	件 数	費 用 額	1 件あたり費用額	1 人あたり費用額
19	療養の給付	1,013,887	19,928,237,139	19,655	313,426
	療 養 費	18,769	195,669,703	10,425	3,077
	計	1,032,656	20,123,906,842	19,488	316,503

（注）療養の給付については、3月診療分～2月診療分（一般・退職）

（注）19年度事業年報による

○ 療養の給付 [診療費]（一般+退職）

年度	件 数 (件)	日 数 (日)	費 用 額 (円)	受診率 (%)	1 件あたり日数 (日)	1 件あたり費用額 (円)	1 人あたり費用額 (円)
19	636,840	1,779,822	15,687,179,768	1001.60	2.79	24,633	246,724

（注）昭和58年2月1日より老人保健法施行。

（注）昭和59年10月1日より退職者医療制度の創設。

（注）3月診療分～2月診療分（一般・退職）19年度事業年報による

○ 高額療養費・高額医療費

（単位：件、円）

年度	区 分	一 般	退 職 者	老 人	計
19	件 数	16,145	7,647	47,371	71,163
	高 額 療 養	1,127,785,580	387,244,410	759,734,640	2,274,764,630

（注）19年度事業年報による

○ 鍼灸療養費

鍼灸施設利用状況

佐賀市 助成単価：1,000円（被保険者一人につき1日1回、1年度間48回まで）

利用証 交付人員 (A)	施術回数 (B)	市負担金交付額 (決算額) (C)	利用証交付率 (A)／平均 被保険者数	利用者平均 利用回数 (B)／(A)
3,110人	27,300回	27,300,000円	4.36%	8.78回

※平成19年4月1日から平成20年3月31日までの実績

(4) 保険財政（19年度）

○ 歳 入

科 目	予算総額 (円)	調 定 額 (円)	収入済額 (円)	不納欠損額 (円)	収入未済額 (円)	収入率 (%)	
						対予算	対調定
国民健康 保 険 税	7,414,568,000	9,374,583,718	7,474,307,735	168,480,640	1,731,795,343	100.81	79.73
一部負担金	4,000	0	0	0	0	0	0
使用料及び 手 数 料	5,236,000	4,741,990	4,741,990	0	0	90.57	100.00
国庫支出金	7,188,606,000	7,433,098,616	7,433,098,616	0	0	103.40	100.00
療養給付費 交 付 金	5,144,787,000	5,026,830,052	5,026,830,052	0	0	97.71	100.00
県 支 出 金	1,147,342,000	1,107,001,583	1,107,001,583	0	0	96.48	100.00
共 同 事 業 交 付 金	3,116,944,000	2,919,985,131	2,919,985,131	0	0	93.68	100.00
財 産 収 入	3,267,000	3,045,258	3,045,258	0	0	93.21	100.00
繰 入 金	2,603,053,000	2,545,704,143	2,545,704,143	0	0	97.80	100.00
繰 越 金	380,756,000	380,755,769	380,755,769	0	0	100.00	100.00
諸 収 入	54,037,000	55,056,072	51,229,878	0	3,826,194	94.81	93.05
計	27,058,600,000	28,850,802,332	26,946,700,155	168,480,640	1,735,621,537	99.59	93.40

(注) 収入済額には、還付未済額4,568,723円を含む。

○ 歳 出

科 目	予算総額 (円)	支出済額 (円)	不 用 額 (円)	執行率 (%)
総 務 費	637,378,891	595,735,811	41,643,080	93.47
保 険 給 付 費	17,206,668,830	16,882,071,391	324,597,439	98.11
老人保健拠出金	4,634,953,000	4,634,952,402	598	100.00
介 護 納 付 金	1,160,134,000	1,160,133,103	897	100.00
共同事業拠出金	2,950,190,000	2,949,966,087	223,913	99.99
保 健 事 業 費	74,203,000	60,743,908	13,459,092	81.86
基金積立金	114,707,590	114,464,942	242,648	99.79
公 債 費	5,267,000	5,117,239	149,761	97.16
諸 支 出 金	185,338,101	172,276,205	13,061,896	92.95
予 備 費	89,759,588	0	89,759,588	0
計	27,058,600,000	26,575,461,088	483,138,912	98.21

(注) 合併時の旧町借入金返済金は除く。

(5) 年度別国民健康保険特別会計決算

(単位：千円)

区 分	年 度	平 成 19 年 度
歳 入 総 額 A		26,946,700
歳 出 総 額 B		26,575,461
歳入歳出差引額 C(A-B)		371,239
基 金 繰 入 金 D		462,073
繰 越 金 E		380,756
国庫負担金等精算額 F		104,598
単年度経常収支 G(C-D-E+F)		△366,992

(注) 歳出総額は、合併時の旧町借入金返済金を除いた額。

(6) 保険税

賦課の概要 (平成20年4月1日現在)

- 賦課期日 4月1日
- 賦課方法 3方式
- 保険税額の計算 所得割額+均等割額+平等割額=保険税額

※平成20年度より、医療分と区別して後期高齢者支援金分保険税を賦課

- 賦課限度額 医療分47万円、後期高齢者支援分12万円、介護分9万円

区 分	年 度	平成19年度 (不均一課税)				平成20年度
		佐 賀 市	川 副 町	東 与 賀 町	久 保 田 町	
医 療 分	所 得 割 額 (%)	10.4	11.5	9.9	11.4	8.3
	被 保 険 者 均 等 割 額 (円)	24,000	32,000	31,000	30,000	17,100
	世 帯 別 平 等 割 額 (円)	38,500	43,000	38,000	44,000	32,900
後 期 高 齢 者 支 援 分	所 得 割 額 (%)					2.1
	被 保 険 者 均 等 割 額 (円)					6,900
	世 帯 別 平 等 割 額 (円)					5,600
介 護 分	所 得 割 額 (%)	2.1	1.7	0.97	1.08	2.1
	被 保 険 者 均 等 割 額 (円)	8,000	9,000	7,100	6,800	8,000
	世 帯 別 平 等 割 額 (円)	4,600	6,500	4,400	4,200	4,600

○地方税法第703条の5の規定による国民健康保険税の減額内容

- ・ 前年中の総所得金額が33万円を超えない場合は、被保険者均等割額並びに世帯別平等割額の 7割相当額 をそれぞれ減額する。
- ・ 前年中の総所得金額が33万円に被保険者 (当該納税義務者を除く) 1人につき24万5千円を加算した金額を超えない場合は、被保険者均等割額並びに世帯別平等割額の 5割相当額 をそれぞれ減額する。
- ・ 前年中の総所得金額が33万円に被保険者1人につき35万円を加算した金額を超えない場合は、被保険者均等割額並びに世帯別平等割額の 2割相当額 をそれぞれ減額する。

(7) 徴収状況

(現年課税分)

年度	区分	調定額(円)		収納額(円)		収納率(%)
			うち居所不明者分		うち還付未済額	
19	一般	6,008,909,198	3,474,100	5,665,541,285	4,176,864	94.27
	退職	1,573,204,602	0	1,558,316,994	214,809	99.04
	計	7,582,113,800	3,474,100	7,223,858,279	4,391,673	95.26

(注) 収納率の算定にあたっては、居所不明者分調定額及び還付未済額を控除している。

(8) 保険給付の内容(20年度)

- ① 療養の給付………保険証を使って医療機関にかかることを療養の給付という。被保険者が医療機関の窓口で自己負担額を支払い、残りは国保がまとめて医療機関に支払う。

自己負担割合	義務教育就学前	2割
	義務教育就学後70歳未満	3割
	70歳以上75歳未満	2割→平成21年3月31まで1割

(※現役並み所得者は、3割)

- ② 療養費………次のような場合には、医療費の一部が現金で払い戻される。
輸血時の生血代、急病でやむなく非保険医にかかった場合、医師が認めたコルセット等の治療用装具代並びに、はり・きゅう・マッサージの施術料、柔道整復師の施術料等
- ③ 入院時食事療養費…入院時の食事代のうち被保険者の自己負担分(標準負担額)を除いた額は、国保がまとめて医療機関に支払う。
- ④ 高額療養費………医療機関に支払う医療費の自己負担額が高額になったとき限度額を超えた分が後で国保から支給される。
- ⑤ 移送費………移送の原因である疾病又は負傷により移動することが著しく困難な人が療養の給付を受けるため緊急その他やむを得ず医療機関に移送されたときに係る費用
- ⑥ 出産育児一時金…被保険者が出産したとき、35万円支給される。妊娠85日以上であれば、死産、流産も対象になる。
- ⑦ 葬祭費………被保険者が死亡したとき、喪主に3万円支給される。
- ⑧ 退職者医療………国保に加入している65歳未満の人で、長年会社等に勤めていて年金の受給資格がある人(退職被保険者本人)とその被扶養者が対象で、自己負担割合は退職被保険者本人、被扶養者ともに3割(義務教育就学前の人は2割)

(9) 老人保健医療 2 - 2

老人保健医療制度は、高齢化社会の到来に備え、国民の老後における健康保持と適切な医療の確保を図るため、疾病の予防、治療及び機能回復訓練等の保健事業を総合的に実施することにより、国民の保健の向上と老人福祉の増進を図ることを目的として昭和58年2月に発足した。

これにより高い保健医療水準が実現されたが、近年の急速な高齢化の進展による医療費の増高と経済状況の低迷の影響が相まって医療保険財政は厳しい状況にあり、制度の安定的な発展を図るため老人医療費負担のあり方などを含めて見直しが行われ、平成14年10月から対象年齢が段階的に引き上げられ、負担割合も変更された。

超高齢社会に向けて平成18年6月に老人保健法が一部改正され、現役並み所得者の負担割合が平成18年10月から3割に引き上げられ、また「高齢者の医療の確保に関する法律」により後期高齢者の心身の特性を踏まえた医療サービスを提供するため、平成20年4月から後期高齢者医療制度が創設された。

1 老人医療受給対象者（後期高齢者医療も同様）

- 75歳以上の人
- 65歳以上で一定の障がいのある人（ただし、申請し市区町村から認定を受けた人。）

2 自己負担に関する事項（後期高齢者医療も同様）

(1) 自己負担割合等

外来・入院とも医療費の1割（ただし、現役並み所得者は3割）

低所得世帯の人は、申請により入院時の食事の費用が減額される制度がある。

(2) 高額医療費

1か月（同じ月内）の医療費が高額になった場合、申請して認められると、自己負担限度額を超えた分が高額医療費として後日支給される制度である。

区 分	負担割合	自己負担限度額（同月内）		入院時の食事代の標準負担額（1食）
		外 来 （個人単位）	外来+入院（世帯単位）[A]	
現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円+実際の医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算。 過去12カ月以内に4回以上[A]の自己負担限度額を超えた支給があった場合、4回目以降は44,400円。	260円
現役並み所得者 （自己負担限度額「一般」適用）	3割	12,000円	44,400円	
一 般	1割			
市民税非課税世帯 （※1）	低所得Ⅱ	8,000円	24,600円	210円 160円（※2）
	低所得Ⅰ		15,000円	100円

（※1）低所得Ⅰ・Ⅱは入院の際に「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要

（※2）過去12カ月の入院日数が91日目から

3 19年度の実績

(1) 医療対象者（平成20年2月末現在）

75歳以上の者	25,759人
65歳以上で障がい認定を受けた者	1,222人
合 計	26,981人
19年度平均	26,983人

(2) 老人医療費の状況

【現物給付】

(単位：件、円)

区 分		件 数	総医療費	一部負担金	支給費	一人当たりの 医療費
医 科	入 院	31,233	12,481,424,570	876,555,149	11,604,869,421	462,566
	外 来	467,733	7,186,690,000	748,750,854	6,437,939,146	266,341
歯 科		48,724	836,243,100	98,745,505	737,497,595	30,991
調 剤		350,239	4,284,232,098	462,069,683	3,822,162,415	158,775
食 事 療 養 費		(29,683)	1,259,719,042	547,270,118	712,448,924	46,686
訪 問 看 護 療 養 費		622	53,433,520	5,250,432	48,183,088	1,980
合 計		898,551	26,101,742,330	2,738,641,741	23,363,100,589	967,340

※（ ）の数は、件数合計に含まない。

【現金給付】

(単位：件、円)

区 分	件 数	総医療費	一部負担金	支給費	一人当たりの 医療費
柔道整復施術	9,170	119,997,227	13,655,961	106,341,266	4,447
一 般 診 療	4	37,770	3,777	33,993	1
補 装 具	842	22,749,497	2,676,309	20,073,188	843
あんま・マッサージ	349	8,077,830	1,100,686	6,977,144	299
はり・きゅう	70	761,280	98,558	662,722	28
高 額 医 療 費	37,607	0	△250,872,155	250,872,155	0
標準負担額差額	41	0	△248,460	248,460	0
合 計	48,083	151,623,604	△233,585,324	385,208,928	5,619

(10) 三瀬診療所 2-5

1 沿革

- ・昭和26年4月 三瀬村国保組合診療所として組織発足
三瀬村大字三瀬2677番地に診療所建設着工
- ・昭和26年12月20日 診療所（木造瓦葺平屋建100.75坪）医師住宅（木造瓦葺平屋建23.25坪）
完成 三瀬村国保直営診療所に改称し診療開始
- ・昭和35年7月1日 三瀬村国民健康保険診療所に改称
- ・昭和47年9月19日 診療所老朽化により、三瀬村大字三瀬2615番地に新築工事着工
- ・昭和48年5月1日 新診療所で診療開始（診療所 鉄筋コンクリート2階建400.298㎡ 医師住宅 木造瓦葺平屋建85.598㎡）
- ・昭和54年4月1日 歯科診療開始
- ・平成14年4月18日 三瀬村大字藤原3882番地6にスマイルセンター（診療所・保健センター）
完成5月1日から診療開始
診療所分 木造瓦葺平屋建 555.95㎡
医師住宅 " 115.93㎡
- ・平成17年10月1日 市町村合併により、佐賀市立国民健康保険三瀬診療所として診療開始

2 事業概要（平成19年10月末現在）

- (1) 診療所開設年月日
平成17年10月1日（当初 昭和26年12月20日）
- (2) 医療圏名
佐賀中部保健医療圏
- (3) 医療圏人口
357,458人（H19. 10. 1現在）
- (4) 診療圏面積
三瀬村70.70km²
- (5) 診療圏人口（H19. 10月末現在）
1,545人
- (6) 診療科目（4科）
内科、外科、小児科、歯科
- (7) 診療時間
平日 9：00～18：00（内科：毎週火曜 14：00～17：00）
土曜日 9：00～12：15（休診：日曜日、内科 毎週火曜日午前中、歯科 第2、4金曜日）
- (8) 病床数
一般病床6床

(9) 医療機器の整備状況

X線撮影装置、血液光化学自動分析装置、超音波診断装置、自動血球計算機、心電計

(10) 診療所の性格

国民健康保険直診施設、へき地診療施設

3 年度別受診者延数 (単位：人)

区 分	19 年 度
内 科	6,948
歯 科	3,116
合 計	10,064

4 年度別診療収入状況 (単位：円)

区 分	19 年 度
内 科	35,862,610
歯 科	20,905,813
合 計	56,768,423